

2020年5月8日

歯学部ならびに薬学部向けの著作物利用許諾契約について

株式会社医学書院
株式会社南山堂
(50音順)

日頃、歯学薬学領域の専門書をご愛顧いただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、歯学部ならびに薬学部における授業運営が著しく支障をきたしている状況は大変憂慮すべき事態です。多くの教育機関においては授業が遠隔化され、インターネットを介した教育となり、講義資料の調達も困難になる状況が起きているかと存じますが、このような状況において、医学系専門書出版社といたしましては、少しでも授業運営のお手伝いできればと考えております。また、昨今は教育の情報化により、歯学・薬学教育においては様々な著作物が幅広く利用されております。これにより歯学部・薬学部の授業が活性化され、効率的な歯学・薬学教育運営がなされているものと理解しております。

このような状況に鑑み、従来は有償で許諾しておりました著作物の複製利用及び公衆送信利用を、一定期間（2021年3月31日まで）に限り、無償で許諾させていただき、著作物を幅広く活用して頂ければと思います。具体的には、著作権法第35条で規定されている教育機関による著作物の無許諾利用に加え、著作物の複製利用及び公衆送信利用に対し、無償で許諾致します。

下記のご案内をご一読の上、是非本制度のご利用に向けてご検討頂きたくお願い申し上げます。

【本制度の概要】

1. 本制度の対象となる利用者の範囲
 - 本制度によって許諾の対象となる利用者の範囲は、歯学部ならびに薬学部 に在籍している学生（卒業生は含まれません）であって、日本国内に在住する者及び当該教育機関において当該学生の教育を担当する教職員とします。
 - 教育を担当する教職員には、臨時教員、学外から招聘する教員等を含みます。
 - 歯学部ならびに薬学部とは、歯科医師あるいは薬剤師または薬学研究者を養成する教育機関（学部・学科）をいい、その名称は問いません。しかし、医師、看護師、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士その他の医学関連領域の専門職を養成する教育機関（学部・学科）は含まれません。
2. 本制度の対象となる利用の目的と方法
 - 当該教育機関の学生を教育するための授業、講義、実習、個別指導等（それぞれ遠隔教育を含み、実施場所は問いません）に利用することを目的として、著作物を紙媒体に複製し利用者に配布すること、複製（電子化を含みます）して利用者にファ

ックス、メール添付等で送信すること、並びに教育機関内外に設置されたセキュリティの施されたサーバに蓄積し、LMSのような仕組みにより、ID、パスワード等によって認証された利用者が個々の端末で閲覧、印刷することが対象となります。

- 学生教育用資料としての利用ですので、教職員が自らのために利用すること、たとえば自らの研究資料としての利用、原稿執筆（転載利用）、学会発表等への利用は対象外です。教職員研修・教育、Staff Development、Faculty Development等に利用することも対象外です。これらの利用については、一般社団法人出版者著作権管理機構が用意している著作物利用許諾契約をご利用下さい。
- 利用者による学外の第三者への提供、持出し（再複製の有無を問わない）、送信等も対象外です。

3. 本制度の対象となる著作物の範囲

- 本制度に参加する出版社が発行する出版物（書籍、雑誌等、それぞれ紙媒体、電子媒体を含む）に掲載されている著作物が対象となります。現在のところ、本制度に参加する出版社は、株式会社医学書院、株式会社南山堂（50音順）ですが、今後参加出版社が追加になった場合は、その都度お知らせします。
- 出版物のうち一部、出版社が許諾する権限を有していないもの（著作権者から権利の許諾を得ていない出版物、一部の翻訳出版物等）は許諾の対象となりません。当該出版物の詳細については、各出版社にお問い合わせ下さい。
- 利用する著作物の量（ページ数、文字数、図表写真等の数）に制限はありません。但し、教科書、参考書等を採用して本来学生が購入して授業で利用することを前提としている出版物を、採用あるいは購入に代えて利用するようなことはできません。新型コロナウイルス感染症の蔓延により出版社あるいは書店に在庫がなく、あるいは流通が滞ることにより購入ができない状況にある場合はそれぞれの出版社にご相談下さい。
- 利用する著作物の複製部数、公衆送信を受ける教職員、学生の人数にも制限はありません。当該教育機関の学生教育に必要な範囲であれば利用できます。
- 著作権法第35条第1項の規定に基づき、本制度を利用することなく、無許諾無償で、あるいは補償金の支払いにより、複製及び公衆送信できる場合がありますので、ご留意下さい。同条同項但書の規定では、著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は利用できませんが、本制度はそのような利用も許諾の対象となります。著作権法第35条第1項により利用できる著作物の範囲ならびに利用方法等については、専門家にご相談下さい。補償金については、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）にお問い合わせ下さい。

4. 著作物利用許諾契約書の締結

- 本制度を利用する教育機関は、参加出版社と事前に著作物利用許諾契約書を締結する必要があります。同契約書の締結を含む事務手続全般については、一般社団法人出版者著作権管理機構が代行します。
- 使用料は無償とします。

5. 契約期間

- 2020年4月1日以降の契約日から2021年3月31日までとします。

- その間に新型コロナウイルス問題が解決し、各教育機関の授業、講義等が平常時に戻ったとしても契約は契約期間中有効とします。

6. 契約期間満了後の対応

- 本制度は、新型コロナウイルス問題が解決しない状況における臨時的暫定的措置であることに鑑み、各教育機関が2021年4月1日以降も上記の複製利用、公衆送信利用を継続される場合には、本制度に参加する出版社が権利の管理を委託する一般社団法人出版者著作権管理機構との間で著作物利用許諾契約を別途締結して頂くようお願い致します。但し、本制度は、当該著作物利用許諾契約の締結を不可欠の前提とするものではありません。各教育機関におかれましては、学内の著作物の利用状況に応じてご判断下さい。
- 2021年4月1日以降の著作物利用許諾契約の詳細については、改めて一般社団法人出版者著作権管理機構が然るべき時期にご案内致します。

7. 利用報告書

- 契約を締結する教育機関には、契約期間中の利用実態についての概要を報告して頂きます。

以上

本件に関するお問い合わせは、事務委託先である一般社団法人出版者著作権管理機構（下記）へご連絡下さい。

一般社団法人出版者著作権管理機構（JCOPY）

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル

eメール info@jcopy.or.jp

電話 03-5244-5088（※現在、在宅勤務中です。連絡はメールにてお願いします。）